イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は、1,000点以上かつ、地域に密着した優良な技術を有する者であること。

ウ　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成８年４月１日から公告日までに建築一式工事にて次の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

・代表者は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造３階建て以上かつ、延べ床面積約4,500㎡／棟以上の新設工事を施工した実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造２階建て以上かつ、延べ床面積約2,000㎡／棟以上の新設工事を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「仙台㉓庁舎（218）他復旧建築等工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 16 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

１　業務概要

⑴　業務名　池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）（電子入札対象案件）

⑵　業務内容　本業務は、米軍家族住宅及びその支援施設の整備に係る建物、工作物等の基本設計及び工事施工計画等の検討を行うものである。

ア　基本設計

・建築（意匠・構造）家族住宅51棟（総延べ面積約62,000㎡）、支援施設（総延べ面積約27,000㎡）

・設備（計画建物の電気、機械及び通信設備並びに受電施設及び通信施設計画図等）

・土木（ループ橋）

イ　仮設計画

・建物等新設・既設建物解体

・ユーティリティ

・ループ橋

ウ　工事施工計画等（施工方法、工程、概算工事費等）の検討

・建物等新設・既設建物解体

・ユーティリティ

・ループ橋

・調達資材等・産廃処理の計画、環境保全対策等

⑶　履行期限　平成25年３月31日まで

２　申請の時期

平成23年12月16日から同年12月26日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成23年12月26日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２））」（以下「申請書」という。）は、平成23年12月16日から防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記の通り。

〒231－0003 神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045－211－7143

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に池子米軍㉓家族住宅等基本設計（その２）共同体協定書（下記４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　以下の条件のいずれかを満たしている組合せであること。ただし、それぞれが単体として南関東防衛局に競争参加を希望していること。

㋐　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「建築」及び「土木」に係る一般競争（指名競争）参加資格で「Ａ」の格付を受けている者により構成されていること。

㋑　「建築」又は「土木」を分担する場合は、分担する業務に係る一般競争（指名競争）参加資格で「Ａ」の格付を受けている者により構成されていること。

ウ　南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成22年10月28日付装備施設本部長公示）４⑵に該当しないものであること。